

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階給水加熱器エリアにおいて、高圧第2給水加熱器（B）給水入口配管付近の保温材下部より水の滴下（1滴/秒程度）が認められたため、継続監視及び対応検討	C	
2	2号機	炉心スプレイ系（B系）の定例試験において、ポンプ（B）入口電動弁の手動開閉操作作用切替レバーの外れが認められたため、当該レバーを取付	C	
3	3号機	取水設備電源開閉器の点検において、バー回転式スクリーン（E）用制御回路に絶縁抵抗値の低下が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	
4	3号機	定期事業者検査（高圧注水系機能検査（運1））記録の再確認において、検査用計器妥当性確認記録の一部に紛失が認められたため、対応検討	C	
5	3号機	冷却水・復水系温度スイッチ付記録計の記録用紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	3号機	主復水器細管洗浄装置制御盤の裏面扉開閉用取っ手に施錠不能が認められたため、当該取っ手を点検・修理	D	
7	3号機	活性炭ホールドアップ設備建屋において、気体廃棄物処理装置冷却水系配管の当該建屋貫通シール部より、雨水の浸入が認められたため、当該シール部を点検・修理	D	
8	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）のカップリング側メカニカルシール部からの水のリーク量の確認において、約40cc/分であったものが、約160cc/分と変化し、増加傾向にあることが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備復水器（B）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
10	集中環境施設	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（プロセスモニタ機能検査）において、当該検査要領書及び成績書の表紙に検査対象設備名の記載漏れがあるとの指摘を受けたため、対応検討	C	
11	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン濃縮廃液貯蔵タンク（A・B）温度記録計に印字不良（緑ペンのインク詰まり）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
12	集中環境施設	補助ボイラ（A）バーナー操作盤の警報用鳴動装置（ベル）に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
13	その他	海生物処理設備排水処理装置排水受入槽のレベルスイッチの点検において、フロート（接点No. 2）にケーブルの断線及びフロート（接点No. 3）に接点動作不良が認められたため、当該フロート（2台）を点検・修理	D	
14	その他	サイトバンカ設備廃棄物保管プール内に設置されている制御棒及び燃料集合体チャンネルボックス減容押込装置（B）の下部押込シリンダに動作不良（固着）が認められたため、当該装置を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで